平成２２年（フ）第３３２０号
愛知県日進市三本木町細廻間456番地６　日進パレス201、申立時の住所名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師202号
破産者　三串　裕二
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５０号
大阪市西区南堀江３丁目14番30―502号、申立時の住所名古屋市西区新道１丁目17番18号センチュリーハウスヒビノ１―３Ａ号
破産者　大嶋　博基
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４４号
愛知県半田市大高町３丁目61番地１　ジュネス大高102、住民票上の住所愛知県半田市住吉町２丁目131番地の２　ハートヒルズ住吉２Ｇ号
破産者　清水　健二
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７１号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目216番地　鴻ノ巣ヒルズ６Ｅ号、開始決定時の住所愛知県日進市岩崎町石兼７番地５
破産者　岡村　君顯
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９４号
名古屋市緑区大清水５丁目502番地　かんとりーメゾン105号
破産者　樋口　勝巳
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１７号
愛知県半田市亀崎町９丁目69番地
破産者　デコクレアこと　新美　大輔
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６７号
広島市安佐南区中筋３丁目１番22号
破産者　豊田　光枝（旧姓田島）
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８号
広島県東広島市高屋町桧山222番地２
破産者　橋口　　隆
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９２号
広島県東広島市西条町西条東1019番地５
破産者　岡野　俊紀
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目３番地　Ｍ２―244号
破産者　鳴川　則夫
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南１丁目２番地12
破産者　久保田真理恵（旧姓江崎）
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２０４号
釧路市黒金町13丁目１番地
破産者　小田原明義
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
北海道帯広市西16条南５丁目31番31号
破産者　白木紀重子
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
北海道帯広市東５条南11丁目11番地１
破産者　朝日　正行
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
北海道帯広市西20条南５丁目36番24号　美容室ビファイン内
破産者　原　　政広
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
北海道河西郡芽室町西８条７丁目１番地１
破産者　田中　雅昭
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
北海道河東郡音更町柳町北区13番地
破産者　吉田　慎吾
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
札幌市豊平区平岸３条７丁目１―29、住民票上の住所北海道帯広市西７条南39丁目１番８号
破産者　坂本　和弘
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
青森県八戸市新湊２丁目１番８号、前住所青森県八戸市大字白銀町字久保下26番地６
破産者　小笠原泰一
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係